

伊方原発へのプルサーマル導入に反対する決議

日本弁護士連合会は、1998年（平成10年）5月の定期総会での「日本のプルトニウム政策に関する決議」において「使用済燃料の再処理を止め、高速増殖炉・プルサーマルなどプルトニウムをエネルギー源とする政策を放棄すべきである。」旨を提言し、2004年（平成16年）5月の「六ヶ所再処理工場操業中止等を求める緊急提言」においても、「国及び電気事業者は、プルサーマル計画を中止すること。」を提言してきたところである。

しかるに、四国電力は、2004年（平成16年）5月10日、愛媛県と伊方町に対し、2010年（平成22年）度までに伊方原発3号機においてプルサーマルを実施することについて事前協議を申し入れ、同年11月1日、経済産業省に対し原子炉設置変更許可申請書を提出し、現在、同省の原子力安全・保安院と、内閣府の原子力安全委員会において審査中である。

そもそも、原発から出る使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを抽出し核燃料に再利用するという核燃料サイクル政策は、ほとんどの国では放棄されている現状にあり、わが国においてもその中核を担うことが予定されていた高速増殖炉について実用化のめどが全く立っておらず、核燃料サイクル政策の破綻は明白である。

プルサーマル技術は、ウラン資源節約効果が低いにもかかわらず、MOX燃料の危険性、事故が発生した場合の放射能被害の重大性、直接処分方式よりも4倍のコストがかかる経済性など、看過しがたい重大な問題点を含む未確立の技術である。電力事業者は、過去に、東京電力柏崎刈羽原発及び福島第1原発でプルサーマル導入を目指したが、いずれも実現には至らなかった。現時点で、プルサーマル導入に向けての、原子炉設置変更許可申請が審査されているのは九州電力玄海原発と四国電力伊方原発のみであり、全国に先駆けて伊方原発にプルサーマルが導入されるおそれが現実化している。

今回の伊方原発へのプルサーマル導入に関しては、2004年（平成16年）5月27日、愛媛県が、「国への（原子炉設置変更許可）申請を了解」、「事前協議に対して了解」等と記載された、伊方原発へのプルサーマル導入容認を前提にしたかのような対応スケジュールを県議会与党会派に示していたことが報道されている。また、同年6月30日に開催された伊方原子力発電所環境安全管理委員会は実質審議わずか45分でプルサーマル導入を容認し、同年9月4日に伊方町において開催された四国電力の説明会に参加できたのは地元の限られた人数の住民だけであった上、質問や要望はその参加者に限り事前に受け付けるというものであった。このような経緯を踏まえ、当連合会は、日本弁護士連合会及び愛媛弁護士会との共催で、2005年（平成17年）3月27日、松山市において、シンポジウム「プルサーマルは是か、否か」を開催し、四国電力、愛媛県、伊方町、資源エネルギー庁にパネリストの派遣を要請したにもかかわらず、いずれの参加も得られなかった。このような愛媛県及び四国電力の態度からすれば、今回の伊方原発へのプルサーマル導入について、県民や住民の安全に配慮した十分な審査が行われ、県民や住民の不安に応えた説明が十分行われたかについては、重大な疑問を持たざるを得ない。

よって、当連合会は、伊方原発へのプルサーマル導入に反対する。

以上のとおり決議する。

2005年（平成17年）11月18日

四国弁護士会連合会